

特集 税務調査

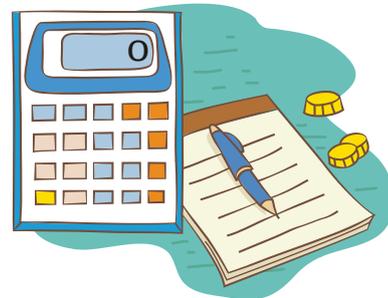
税務調査 Q&A

秋から冬は税務調査の最も多いシーズンです。税務調査が行われるサイクルは、3～5年に1回というケースが一般的です。日頃からきちんとした経営・経理を行っている方でも、税務署から連絡が入ると対応をどうしたらいいか分からず不安になるものです。

今回は、税務調査への対応を解説していきます！

Q1. 調査対象になりやすい会社とは？

- ①売上高、利益等が大きく変動している
- ②代表者が新たに不動産を購入している
- ③大きな設備投資を行っている
- ④個人借入金が大幅に変動している



Q2. 税務署から電話で事前連絡を受けたら？

調査担当者の氏名と所属部署等を聞き、即座に回答せずに『税理士の立会いを希望しますので税理士の都合を聞いて折り返し連絡します』と伝えて下さい。

Q3. 突然、税務署が来たら？

身分証明書の提示を求め、相手の身分を確認したら『税理士が来るまで待って下さい』と伝え、税理士到着までの間は無駄話をせず、毅然とした態度をとって下さい。

Q4. 社長が不在の時に税務署が来たら？

事情を話して、調査を後日にしてもらおう・・・など、はっきり断ることも必要です。正当な理由がある場合には、調査拒否には当たらず罰せられることはありません。

Q5. 調査中、税務署への対応は？

- ①余計なことは口にしないのが鉄則！

②法人ならば従業員、個人事業者であれば代表者の家族にも質問されます。自分が担当している仕事ははっきりと答え、担当していない事については想像で答えないようにして下さい。

Q6. 日頃の対応について

- ①要求されたらすぐに見せられるように総勘定元帳等の帳簿の他、領収証、請求書等の証憑書類をきちんと整理保存。
- ②引出しの中の不要なメモなどは廃棄するように従業員に徹底。
- ③代表者や家族の通帳を見られることもあるので注意する。



どんないことが否認されるのか？

①広告宣伝費で処理していた社名入り粗品（配布先不明）の作成費用が交際費と認定された。

（対策） 粗品等を配る場合は配布先リストを作成する。

ちなみに例えばお礼として商品券を配ったり、御樽代を支払う場合も配布先リストを作成しておいて下さい。

②取引先の紹介を頼んでいた知人から紹介を受けたので、謝礼として手数料を支払い、販売手数料として処理していたところ、交際費と認定された。

（対策） 事前に手数料の支払いについて、書面による契約書を作成しておく。

③同業者団体の会費を交際費と認定された。

（対策） 会費の名目で徴収されていても、会の目的が親睦を目的とするもので、旅行や親睦会などに使われている場合は交際費となります。

会計報告書等を作成して、情報収集、研修等の費用であることを証明する。

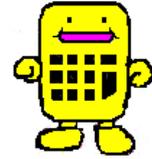
④役員に対する報酬の一部が高すぎるとの理由で否認された。

（対策） 役員が行った業務を確認できるような書類を作成しておく。

同規模、同業種の会社と比べて相当な金額を支給する。



税務調査への備え



最近の税務調査は、これまでの常識を覆し、下記のような傾向があります。

- ① 赤字会社でも調査対象となる
- ② 設立まもない会社でも調査対象となる



日頃からきちんとした経理処理を心がけていれば、税務調査が入っても特に慌てる必要はありません。そこで今回は、税務調査に備えて、日頃から点検しておきたい注意事項をまとめてみました。参考にしてください！

- 領収書等の証憑書類は書き損じも保存する
(現金商売は、レジペーパー、売上伝票等を破棄せずに保存)
- 領収書の取れない支払は、支払年月日、支払先、支払内容を明らかにする
- 白紙の領収書は受け取らない(領収書の記入は必ず支払先にしてもらう)
- 印紙の必要な領収書には必ず印紙を貼付し、消印してもらう
- 現金出納帳は日々記帳し、現金残高も毎日確認する
- 机の引き出し等に unnecessary 私物を保管しない
- カレンダーや電話連絡ノートなどに紛らわしい書き込みをしない



また、下記のような項目も点検し、不適切な処理を防いでください。

- 決算期末の翌月に、不自然に多額の売上が計上されていないか？
- 決算月と決算期末の翌月の売上総利益率に異常数値はないか？
- 決算期末に、不自然に多額の仕入や費用の支払はないか？
- 請求書や納品書の様式が異なっていたり、通常パソコン打出しのものが手書きになっていたりしていないか？
- 請求書に請求日のないものはないか？

本番よりコワイ「準備調査」が秋から本格化！！



7月10日の国税当局の人事異動終了後、新体制のもとでの税務調査が本格化するのは秋以降といわれていますが、実地調査に入る前の「準備調査」はすでにこの時期から本格化しています。

準備調査と

少ない人員と日数で効果的・効率的な調査を行うため、事前に具体的な調査手順の計画を立てるプレ調査のことで、資料情報やこれまでの申告内容をもとに要調査項目を抽出し、何をどのように調査するのか十分に検討し、シミュレーションを繰り返すことです。

調査官が活用している税務調査マニュアルとしては、基本的に、下記の3点を準備調査で心がける事項として掲示しています。

- ①要調査項目の特定
- ②不正計算手口を想定
- ③調査方法の検討

幅広い角度から問題点を浮き彫りにして、調査対象法人の側に立って、不正の時期や不正見込み額を想定し、その上で帳簿書類などを念頭に置いた調査のシナリオを考えるという流れのようです。

準備調査では、調査先のホームページのチェックはもちろん、「2ちゃんねる」に代表されるインターネット上の電子掲示板なども入念にチェックして、調査の糸口を増やしています。中には、社長の愛人に関する書き込みから隠し口座発覚につながったケースもあるそうです。準備調査にあたって調査官は、日々の調査記録などを書き込む法人税調査書に「準備調査段階のチェック欄」を設けて、見落としのないよう徹底しています。

準備調査段階のチェック欄

(基本事項)

- ・過去の調査実績を検討したか
- ・経営分析をしたか
- ・事業概況書を活用したか

(その他)

- ・資金資料、未整理資料等を確認したか
- ・代表者等の課税状況および郵便貯金の利用の有無を確認したか
- ・同族法人グループ管理簿または申告書の内訳書等から連帯調査の対象とすべき法人の有無を検討したか



などの見落としがちな点や他税務署との連帯調査をも想定したチェック欄が盛り込まれています。

これらすべてにチェック印が入った上での実地調査となると、調査に入った時点で相当な情報を掴まれているとおいていただく方が良いでしょう。以上のように、本番よりコワイといわれる「準備調査」がすでに本格化していますが、今更ジタバタしても始まらないのは言うまでもありません。日ごろから、調査に入られても不安のない税務処理を心がけることが最善の対策ということになるでしょう。



税務調査を受ける心構えチェックリスト



税務調査の連絡がきた！

- 慌てず、騒がずに、まず宮崎事務所へ連絡して下さい。
- 心配事があれば、事前に必ず担当者へ相談しましょう。

事前の準備は何をしたらいい？

- 当日必要となる書類(申告書類や帳簿類、契約書類)の準備をします。
- 当日調査を行う場所を確保しておきます。応接室などの個室か、仕切りのある場所がよいでしょう。
- 担当者と調査対象年度内の懸案事項について検討しましょう。不安な気持ちがあれば、担当者に話して気持ちを落ち着かせましょう。

当日の対応はどうしたらいい？

- 誠実な対応を心がけましょう。(威圧、高圧、威嚇は絶対 NG です)
- 雑談も調査官には貴重な情報源です。不用意な発言は控えましょう。
- 調査官からの質問で理解できない場合には、遠慮せずに聞き返しましょう。その場合には、相手の話の途中で聞き返すのではなく、最後まで聞いてから聞き返すようにしましょう。

調査官の質問や指摘事項について反論すべき事は、自信を持って冷静に 理路整

- 然と行いましょう。感情的な態度は、相手から見て「怪しい」と捉えられてしまいます。冷静に対応してください。
- 調査官から事情聴取を受ける時は、一人で受けないでください



■税務調査の現場ではいま「メール調査」が主流に？

★メール調査とは、税務調査に入った企業のパソコンから怪しいメール情報を抜き出して、申告漏れ等の端緒を掴む調査のことです。電子帳簿保存法を根拠とした足場の固い調査手法で、近年の税務調査では欠かせない存在となっています。

☆調査にあたっては、まず必要な情報を抽出するため「売上」「仕入」「棚卸」「現金」「調整」「口座」「決算」「報告」「利益」「税務」そのほか注文方法や店舗名、得意先名などをキーワードとして絞り込んだメールを一つ一つ検討し、受注確認メールでは、振込先に簿外預金口座が記載されたものはないか、仕入発注メールでは除外された売上に対応するものはないかなどを見ていきます。

★会社のメールから把握できる情報は多岐にわたり、かなりの情報が詰まっていることから、メール調査を足がかりとして大きな不正が見つかるケースは少なくありません。

☆例えば、電子メールから仕入先を利用した架空仕入や架空給与が発覚した事例があります。架空仕入は帳簿上では読み取れなくても、電子メールのやり取りからその事実を把握できるケースが多く、特に、決算の動向を見ながら在庫を棚卸から除外する手口は常に不正パターンの上位に入っています。

★また、メール調査に国境はないため、海外支店や海外の取引先とのメールのやり取りも把握することができます。近年、中小企業の海外進出が進む一方、海外取引を利用した不正も増加傾向にあり、メール調査は、経済活動の国際化にも対応できる有力な調査手法といえますね。

☆この秋からの税務調査シーズンでも、メール調査は盛んに行われています。くれぐれも業務用メールの管理にはご注意ください。



税務調査について不安な点、ご不明な点などありましたら、

宮崎税務会計事務所にお気軽にお尋ね下さい！

